

## 重 要 事 項 説 明 書

(介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業)

利用者に対する介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業提供開始にあたり、当事業者が利用者に説明する事項は次のとおりです。

2025年12月1日

### 1. 事業者の概要

法 人 の 名 称	株式会社ザ・サンパワー
法 人 所 在 地	神奈川県平塚市馬入本町13番11号
法 人 種 別	株式会社
代 表 者 氏 名	代表取締役 石本 寛幸
電 話 番 号	0463-22-1233

### 2. 事業所の概要

施 設 名 称	エミーズ湘南ひらつか
施 設 所 在 地	平塚市平塚2-1-3
管 理 者 氏 名	柳田 裕子
電 話 番 号	0463-37-4063
F A X 番 号	0463-37-5633
事 業 所 種 類	介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業 (1472005170)
指 定 年 月 日	2025年12月1日
利 用 定 員	41名 1単位目:25名 2単位目:16名
送 迎 地 域	平塚市 下記を除く市内 (除かれる区域) 大神、吉際、大島、小鍋島、城所、岡崎、ふじみ野、飯島、広川、 片岡、千須谷、南金目、北金目、真田、めぐみが丘、土屋、上吉沢、 下吉沢、公所、日向岡、出縄、田村、根坂間、河内、下島、豊田、 寺田縄、入野 大磯町 高麗、大磯、東町、東小磯
併 設 サ ー ビ ス	無
第三 者 評 価 の 実 施 の 有 無	無

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

### 4. 施設の概要

#### (1) 敷地および建物

敷 地	300.69 m <sup>2</sup>
建 物	木造2階建て
構 造	
延べ床面積	438.98 m <sup>2</sup>
利 用 定 員	41名

(2) 主な設備

設備の種類	室数	面積	備考
機能訓練室兼食堂	2室	129.68 m <sup>2</sup>	1F: 75 m <sup>2</sup> 2F: 54.68 m <sup>2</sup>
一般浴室	1室	11.17 m <sup>2</sup>	
相談室	1室	7.64 m <sup>2</sup>	
静養室	3室	15.53 m <sup>2</sup>	

5. 職員体制（主たる職員）

2025年12月1日 現在

従業者の職種	人数	常勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1	1				介護福祉士
(1単位目)						
生活相談員	3	1	2			介護福祉士等
看護職員	3		1	2		正看護師
介護職員	6	3	1	2		介護福祉士、ホームヘルパー2級等
機能訓練指導員	1			1		あん摩マッサージ指圧師
(2単位目)						
生活相談員	2	1	1			介護福祉士等
看護職員	2	1		1		正看護師
介護職員	4	2	1	1		介護福祉士、ホームヘルパー2級等
機能訓練指導員	1			1		あん摩マッサージ指圧師

※直近の職員現況はご契約時にご説明させていただきます。契約後も採用・異動・退職等により変動することがありますので、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

6. 営業日および営業時間

営業日	月曜日～土曜日ただし12月29日～1月3日は除く
営業時間	9時00分～18時00分
サービス提供日	月曜日～土曜日ただし12月29日～1月3日は除く
サービス提供時間	10時30分～17時30分

7. 利用者負担金

利用者負担金は、次の3種類に分かれます。具体的な金額は下記のとおりです。

- ① 介護報酬に係る利用者負担 (費用全体の1割、2割、3割負担分)
- ② 運営基準「厚生労働省令」で定められた「その他の費用」 (全額、自己負担)
- ③ 介護保険の支給限度基準額を超えたサービスの費用 (全額、自己負担)

(1) 介護保険給付サービス

事業対象者・要支援1・2

① 介護予防通所介護相当サービス

	単位数	1回の利用料金	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
要支援1	436 単位	4,556 円	456 円	912 円	1,367 円
要支援2	447 単位	4,671 円	468 円	935 円	1,402 円

※要支援1の場合は、月4回超の場合は、1,798単位 18,789円/月が上限になります。

ただし介護保険での自己負担額(1割)は1,879円です。

自己負担額(2割)は3,758円です。

自己負担額(3割)は5,637円です。

※要支援2の場合は、月8回超の場合は、3,621単位 37,839円/月が上限になります。

ただし介護保険での自己負担額(1割)は3,784円です。

自己負担額(2割)は7,568円です。

自己負担額(3割)は11,352円です。

⑤ 科学的介護推進体制加算

利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、当該情報その他指定通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合

1月あたり 40 単位 418 円

ただし介護保険での自己負担額(1割)は42円です。

自己負担額(2割)は84円です。

自己負担額(3割)は126円です。

要支援共通 月の合計金額に加算

① 介護職員等処遇改善加算Ⅲ 所定の単位数の8.0%を加算します

※ 利用者負担額(1割)の算出方法

1ヶ月のサービス合計単位数×10.45円=○○円(1円未満切り捨て)

○○円-(○○円×0.9(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

※ 地域区分別の単価(5級地 10.45円/単位)となり、ご利用者負担分は概算金額となります。

(2) 介護保険給付外サービス

① 食費			
昼食費 (茶菓代込み)	980	円	(非課税)
夕食費	780	円	(非課税)
② 排泄ケア用品代			
おむつ代	110	円	(非課税)
紙パンツ代	110	円	(非課税)
パット代	55	円	(非課税)
③ 時間外サービス	1,100	円	(非課税)
④ 通常の事業の実施地域以外の交通費			
通常の事業の実施地域を越えた地点から、おおむね 1 キロメートルごとに片道		30	円
⑤ レクリエーション代	実費		
⑥ キャンセル料 (食事代) ※当日9時以降キャンセルの場合発生			
昼食費 (茶菓代込み)	980	円	(非課税)
夕食費	780	円	(非課税)

(3) 通常のサービス提供の範囲を越える保険外の費用

※介護保険外のサービスとなる場合 (サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む) には、全額自己負担となります。 (介護保険外のサービスとなる場合には、居宅 (介護予防) サービス計画を作成する際に介護支援専門員からの説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。

8. 料金のお支払い方法

料金・費用は原則として口座引き落とし (翌月 27 日) にて、月ごとにお支払いください。

- ① 預金口座振替にて引落しにより、お支払いいただく方法 (預金口座振替依頼書にお申込いただきます。)
- ② 当施設口座へ振り込みによりお支払いいただく方法 (振込み手数料はご負担ください。)

口座名義 株式会社ザ・サンパワー  
静岡銀行 平塚支店 (普通) 0463929

お支払いを確認いたしましたら、領収書をお渡しいたしますので必ず保管をお願いします。

## 9. 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業の概要

### (1) 介護保険給付サービス

種類	内容
食事	栄養とご利用者の身体状況に配慮したバランスよくバラエティに富んだお食事を提供いたします。食費は給付対象外です。
入浴	必要な方は職員が介助いたします。ご利用者の健康状態、日常生活レベルにより、一般浴、シャワー浴、部分浴、または清拭を行います。
排泄の介助	ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	ご利用者の身体状況に合わせた介助を行うことにより、身体機能低下を防止するよう努めます。また、体操・レクリエーション活動・行事を通じて、健康維持・増進に努めます。
健康管理	入浴前に看護職員が健康状態を確認いたします。利用時間中、看護職員が状態を把握し異常があればご家族へ連絡するなど、対応を迅速に行います。
相談及び援助	ご利用者及びそのご家族からの相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。
送迎	送迎を希望する方は、リフト付き送迎車などで送迎を行います。

### (2) 介護給付外サービス

サービスの種類	内容
排泄ケア用品の提供	ご利用者の状況によっては、事業所に用意した排泄ケア用品を提供いたします。
時間外サービス	ご家族様の送迎により午前9時から午前10時までに来所される場合、もしくは午後5時30分以降にお迎えに来られる場合は「時間外」対応となります。
レクリエーション行事	行事計画に基づき、各種レクリエーションを提供いたします。

## 10. 介護予防通所介護計画の作成について

居宅（介護予防）サービス計画の内容に沿ってご利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境等を踏まえ、介護予防通所介護計画を作成します。

介護予防通所介護計画の作成にあたっては、その内容について、ご利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに通所型サービス計画を交付いたします。

## 11. 苦情 相談等の窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

① 当事業所相談窓口	窓口担当者（管理者 柳田 裕子 生活相談員 大川内 由香、藤城 紀章） ご利用時間 每日午前9時00分～午後18時00分 ご利用方法 電 話 0463-37-4063 F A X 0463-37-5633 直接ご面談などによる
------------	---

公的機関においても、次の機関において苦情申立等ができます。

② 行政機関	神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係 045-329-3447 平塚市福祉部 介護保険課介護給付担当 0463-21-8790 大磯町福祉課 0463-61-4100
--------	---

## 1.2. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり、対応いたします。 当事業所の指定緊急避難場所は富士見小学校です。
平常時の訓練等 防火設備	別途定める消防計画にのっとり、 年2回以上サービス提供時を想定した避難訓練を行います。

## 1.3. 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打合せに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所に連絡いたします。

## 1.4. 事故発生時の対応・損害賠償について

ご利用者に対する介護サービスの提供にあたって、事故が発生し、自己の責に帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、その責任の範囲においてご利用者に対してその損害を賠償します。

## 1.5. 従業者の研修について

事業所は、従業者の資質向上を図るため、社内規程に基づき研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備します。

2. 事業所は、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。
3. 事業所は、サービス内容を検討する定期的な会議を行います。

## 1.6. ハラスメントについて

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針等を明確化し、周知・啓発しております。また、相談に対応する担当者を定め、適切に対応するため必要な体制を整備しております。

## 1.7. 秘密保持について

当事業所及び従業員は、正当な理由がない限り、ご利用者に対する介護サービスの提供にあたって知り得たご利用者またはその家族の秘密を漏らしません。

当事業所は、従業員が退職後、在職中業務上知り得た、ご利用者またはそのご家族の秘密を正当な理由なく漏らすことがないように必要な措置を講じます。

当事業所は文書によりご利用者またはその家族の同意を得た場合には、サービス担当者会議等必要な範囲内で、ご利用者の個人情報を用いることができるものとします。

事業者は、ご利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報及び伝送情報を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分する際にも、第三者への漏洩を防止するものとします。

## 1.8. 衛生管理について

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じております。また、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、訓練、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に対して周知しております。また、指針を整備しております。

## 1.9. 業務継続計画の策定について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定した上で、従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しております。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 2.0. 虐待の防止及び身体的拘束等に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
  - ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
  - ③ 虐待防止に関する責任者を選定します。
  - ④ 成年後見制度の利用を支援します。
  - ⑤ 苦情解決体制を整備します。
  - ⑥ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。
3. 従業者等は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

## 2.1. 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は原則的にお断りします。 火気類の持ち込みは禁止です。 飲酒は原則的にご遠慮願います。
迷惑行為等	騒音等、他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持品、現金等の管理	基本的にご利用者自身で管理していただきます。 現金の持ち込みは原則的にご遠慮願います。
宗教活動・政治活動	事業所内で他のご利用者に対する宗教活動及び政治活動についてはご遠慮下さい。
その他	利用者間の金品等の貸借、譲渡はご遠慮願います。 飲食物の持ち込みはご遠慮願います。 営利目的の勧誘、チラシの配布等はお断りさせていただきます。 従業者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させて頂きます。 ご利用中の写真撮影は、個人情報保護の観点からご遠慮頂いております。

年 月 日

介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い、同意を得た上で、本書面を交付しました。

事業所 エミーズ湘南ひらつか

説明者職名 管理者 氏名 柳田 裕子

私は、本書面に基づいて事業所から、重要事項の説明を受け、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業の提供に同意し、本書面の交付を受けました。

ご利用者 住 所

氏 名 \_\_\_\_\_

ご利用者の家族等 住 所

氏 名 \_\_\_\_\_

続 柄 \_\_\_\_\_